

脱炭素機器のリース料を補助！ ESG リース促進事業のご紹介

資料作成：株式会社アスコエパートナーズ

目次

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）	1
■ 2. 制度の概要	2
■ 3. 対象者と要件	2
■ 4. 補助内容	4
■ 5. 申込み～補助金交付までのステップとポイント	6
■ 6. 最後に	7

脱炭素機器のリース料を補助！ ESG リース促進事業のご紹介

■ 1. 補助金について（はじめてご利用になる方へ）

中小企業等を支援する国や自治体の補助金・助成金事業では、雇用・人材開発・IT 補助・コロナ支援など幅広いジャンルの支援があります。

本レポートでは、おすすめの補助金・助成金について支援の内容や対象条件、申請方法等についてわかりやすく紹介します。

補助金とは

新規事業や業務効率化、創業を検討している方は要チェック！

補助金とは、経済・地域の活性化等を目的に事業者の取組みをサポートするために資金の一部を給付する制度です。

<代表的な補助金>

- ・ものづくり補助金
- ・IT 導入補助金
- ・持続化補助金など

<主な管轄>

- ・経済産業省
- ・中小企業庁
- ・地方自治体

<知っておきたい補助金の6つのポイント>

1. 業種や業態に関わらずさまざまな分野で補助金を募集しています
2. 対象者や支援内容、必要書類、申請方法は補助金ごとに異なります
3. 補助金を受給するには審査で採択される必要があります
4. 補助金は事業実施後の交付となります
5. 補助金は返済不要です

※上記の内容に該当しない場合もありますので、詳細情報については、必ず補助金・助成金ごとの公募条件をご参照ください。

■ 2. 制度の概要

「ESG リース促進事業」とは、適格要件を満たした中小企業等が、環境省から指定を受けたリース事業者（指定リース事業者）より脱炭素機器をリースで導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料の4%以下を補助するものです。リース先の中小企業等や指定リース事業者が ESG 要素を考慮した優良な取組を行う場合には、最大2%上乘せされます。

本事業の補助金交付申請は、指定リース事業者が行うこととなっており、リース先の中小企業等は、補助金申請に関して手続きをする必要はありません。

補助金は指定リース事業者に交付されますが、リース契約時に補助金全額をリース料低減のために充当するという内容の特約等を交わすことで、リース料を低減する仕組みとなっています。

なお、本事業では、脱炭素機器を導入したあとに環境省や補助金交付事業を行う補助事業者（一般社団法人 環境金融支援機構）へ導入機器による CO₂ 削減量等のモニタリング報告をする必要はありません。

脱炭素機器のリース料低減を通じて、リース会社による ESG 要素（環境：Environment、社会：Social、ガバナンス：Governance）を考慮した取組を促進し、リース業界における ESG の取組拡大に繋げ、バリューチェーン全体での脱炭素化に貢献する中小企業等を支援することが目的となっています。

■ 3. 対象者と要件

<対象となるリース先>

対象となるのは、次の要件に当てはまる事業者です。

- ・ 中小企業、個人事業主等

「中小企業」とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。

- ・ 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社法上の会社
- ・ 厚生労働省受療行動調査における病院の表章区分の中・小病院（但し、療養病床を有する病院は補助対象先とする）及び医療法におけるベッド数499床以下の医療提供施設の一部

※資本金または出資の定義がない法人や、政府機関、地方公共団体またはこれに準ずる機関、公的な役割が大きい企業、機関などは対象外です。

- ・ バリューチェーン上の脱炭素化に資する次の取組を行っていること **【適格要件】**

- ① バリューチェーン全体として脱炭素化に向けた取組が行われており、大企業等からの要請、支援を受け、バリューチェーン内の中小企業等が脱炭素化の取組を行っている。

- ② 脱炭素化に向けた自主目標を設定し、その達成に向けて取り組んでおり、バリューチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。

【加点要件】

リース先または指定リース事業者のいずれかが ESG 要素を考慮した「特に優良な取組」を行う場合は、基準補助率 4%以下に 1%が上乘せされます。リース先及び指定リース事業者の両者が ESG 要素を考慮した優良な取組を行う場合は、「極めて先進的な取組」として、2%が上乘せされます。

《取組有無のパターンと補助率のイメージ》

	特に優良な取組 (基準補助率に 1%上乘せ)				極めて先進的な取組 (基準補助率に 2%上乘せ)	
リース先 (中小企業等)	有 (1%)	4%以下 +1%	無	4%以下 +1%	有 (1%)	4%以下 +2%
指定リース 事業者	無		有 (1%)		有 (1%)	

《リース先の ESG 要素を考慮した優良な取組の内容》

- ①バリューチェーン全体でパリ協定の達成に向けた脱炭素化の目標を設定しており、当該バリューチェーン内の中小企業等がその達成に向けて取り組んでいる。
- ②中小企業等が中小企業版 SBT、RE Action 等、パリ協定に整合する目標を設定し、その達成に向けて取り組んでいる。または、環境経営マネジメントを通じて脱炭素化に向けて取り組んでいるなど、バリューチェーンの脱炭素化に自主的に貢献している。

※パリ協定に整合する具体的目標とは、例えば、削減目標として「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。また、2050年目標と整合的で野心的な目標として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減すること、さらに、50%の高みに向けて 挑戦を続けていくこと」を目指す等をいいます。

《指定リース事業者の ESG の取組に関する要件について》

指定リース事業者の取組については、上記とは別に適格要件、加点要件があります。加点要件を満たしているかどうかは、指定リース事業者へご確認ください。

＜補助対象となるリース契約の要件＞

本事業の補助対象となるリース契約の要件は、次のとおりです。

- ・環境省が定める基準を満たす脱炭素機器に係る契約であること。

- ・補助金予定額の全額がリース先のリース料低減につながっている旨の特約が締結されている契約であること。
- ・リース期間中の途中解約または解除が原則できない契約であること。
- ・解約可能であるオペレーティングリースを除くリース取引であること。
- ・リース期間が法定耐用年数の70%以上(10年以上は60%以上)の契約であること。ただし、リース期間が3年以上の契約であること。
- ・原則、リース料支払い期間中において1年間に4回以上の均等分割払いとなっている契約であること。
- ・日本国内に脱炭素機器を設置する契約であること。
- ・中古品の脱炭素機器をリースする契約でないこと。
- ・国による他の機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと（経済産業省の低炭素リース信用保険制度との併用は可能）。
- ・日本円建ての契約であること。
- ・リース期間を通じて契約が継続していること。
- ・1リース契約の補助金の対象となる脱炭素機器部分のリース料の総額が、65万円以上2億円以下であること。

■ 4. 補助内容

補助対象となる脱炭素機器と補助率は、次のとおりです。機器によって、基準補助率が2%～4%と異なります。

【専ら産業の用に供される以外の脱炭素機器】

機器分類	対象機器	補助率		
		基準補助率	特に優良な取組	極めて先進的な取組
熱源設備	高効率蒸気ボイラ (※) 高効率温水ボイラ (※)	3%	基準補助率+1%	基準補助率+2%
	熱電併給型動力装置 高効率業務用ガス給湯器 燃料電池設備	4%		
厨房設備	高効率業務用厨房設備	4%		

機器分類	対象機器	補助率		
		基準補助率	特に優良な取組	極めて先進的な取組
空調用設備	高効率吸収式冷凍機 高効率吸収式冷温水機 廃熱投入型吸収式冷温水機 高効率ヒートポンプ熱源機 高効率業務用エアコンディショナー 蓄熱式空気調和装置 氷蓄熱式空気調和器 冷媒用コンデンシングユニット 高効率ガスエンジンヒートポンプ	4%	基準補助率+1%	基準補助率+2%
業務用冷蔵設備	高効率業務用冷凍冷蔵庫 高効率ショーケース	4%		
医療画像機器	磁気共鳴画像診断装置 医用 X 線 CT 装置 診断用 X 線装置 診断用 X 線画像処理装置 診断用核医学装置及び関連装置 超音波画像診断装置 医用内視鏡	3%		
分析機器	分析機器	3%		

※都市ガス、LP ガス以外は対象外

【専ら産業の用に供される脱炭素機器】

機器分類	対象機器	補助率		
		基準補助率	特に優良な取組	極めて先進的な取組
エネルギー変換設備	高効率電動機 高効率変圧器	2%	基準補助率+1%	基準補助率+2%
産業用機械（工作機械）	高効率切削加工機 高効率研削盤 高効率特殊加工機			
産業用機械（鍛圧機械）	高効率液圧プレス サーボ駆動式機械プレス 高効率鍛造器			
射出成形機	高効率射出成形機			

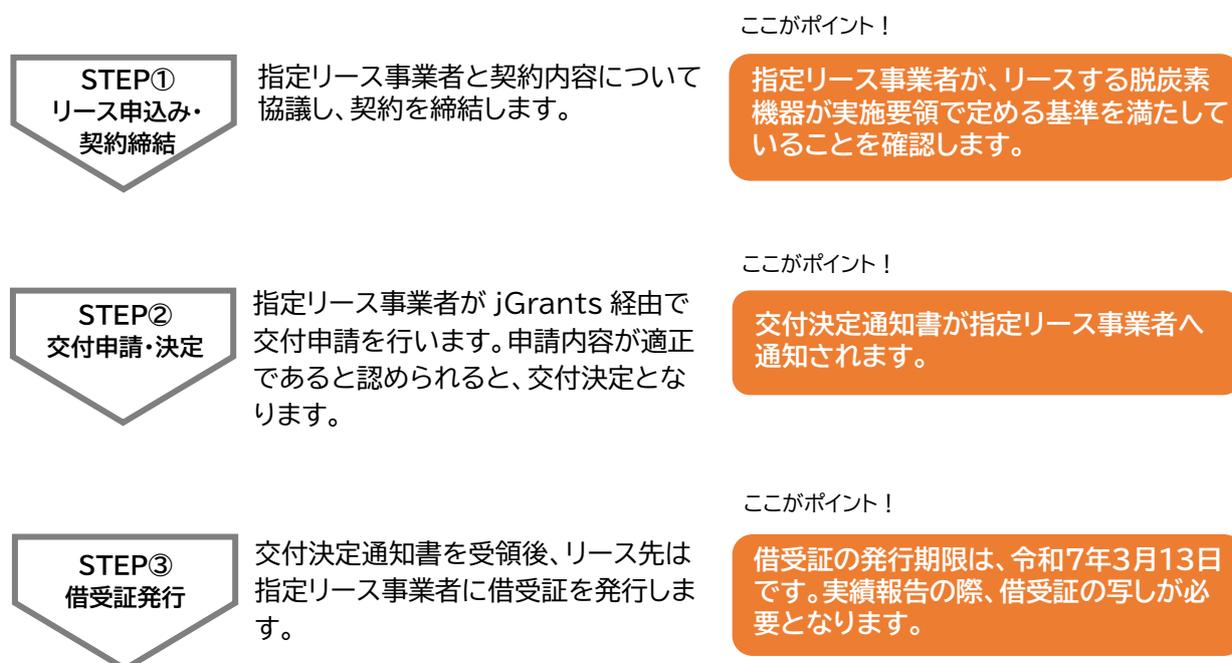
機器分類	対象機器	補助率		
		基準補助率	特に優良な取組	極めて先進的な取組
熱源設備 (工業炉)	高効率燃焼式工業炉 高効率電気式工業炉 断熱強化型工業炉 原材料予熱型工業炉 高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	2%	基準補助率+1%	基準補助率+2%
産業用機械 (鋳造機械)	高効率生型造型機 高効率砂処理機械 高効率中子除去装置 高効率溶解設備 省エネルギー型ダイカストマシン			
建設機械	低燃費型建設機械			

具体的な対象機器は、次のページで検索できます。

➤対象機器一覧検索 | ESG リース促進事業 Web サイト

<https://esg-lease.or.jp/target-equipments/#anchor2>

■ 5. 申込み～補助金交付までのステップとポイント



STEP④
機器設置・
実績報告

リース契約に係る補助対象機器の設置完了後、指定リース事業者が実績報告を行います。

ここがポイント！

実績報告の期限は、設置完了の日から起算して90日後の日、または令和7年3月13日のいずれか早い日までです。

STEP⑤
補助金の確定・
交付

実績報告の内容が適正であれば、指定リース事業者に補助金が交付されます。

ここがポイント！

補助金の交付日については、下記「補助金の交付日程」を参照してください。

< 交付申請期間 >

令和6年6月10日～令和7年3月6日17時まで

< 補助金の交付日程 >

補助金は、次の日程で指定リース事業者へ交付されます。

実績報告書の提出日	補助金額の確定日	補助金交付日
～令和6年6月20日	～令和6年6月28日	令和6年7月31日
～令和6年9月12日	～令和6年9月30日	令和6年10月31日
～令和6年12月19日	～令和6年12月27日	令和7年1月31日
～令和7年3月13日	～令和7年3月18日	令和7年3月25日

< リース料低減の方法 >

リース先へは、一般的に次のいずれかの方法で還元されます。

- ・ 補助金をリース料の支払回数に応じて分割し、リース先に還元(支払リース料を減額)
- ・ 補助金を分割してリース先に還元
- ・ 補助金を一括してリース先に還元

指定リース事業者によって異なりますので、指定リース事業者へ確認してください。

補助金を一括してリース先に還元する方法の場合、リース当初に一括で還元しても問題ないとされています。どのタイミングで還元されるのかについても、指定リース事業者を確認してください。

■ 6. 最後に

脱炭素設備の導入にあたっては、初期費用の負担が大きくなることが懸念されますが、リースであれば初期費用を抑えることができ、かつ本事業を利用すればリー

ス料を抑えることも可能です。脱炭素機器の導入を考えている事業者は、ぜひ本事業の利用を検討してみてくださいはいかがでしょうか。

▼ESG リース促進事業

<https://esg-lease.or.jp/>

<当レポートについて注意事項>

※掲載内容は予告なく変更される場合があります。（掲載内容は2024年11月25日時点の自治体 Web サイトを参考にしています）

※掲載内容は各種条件によりご利用いただけない場合もあります。詳細は各対象自治体等にお問合せください。

※本レポート記載の情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保障するものではなく、ご利用者が当該情報を用いて行う一切の行為につき第一生命保険又はアスコエパートナーズは何ら責任を負うものではありません。

サクセスネットの会員様は、株式会社アスコエパートナーズが提供する「補助金ナビ」を無料でご利用いただけます。ご紹介した補助金以外の検索にお役立てください。

➤補助金ナビについて

<https://dl-successnet.kalep.net/services/ju-7btuw9u35>